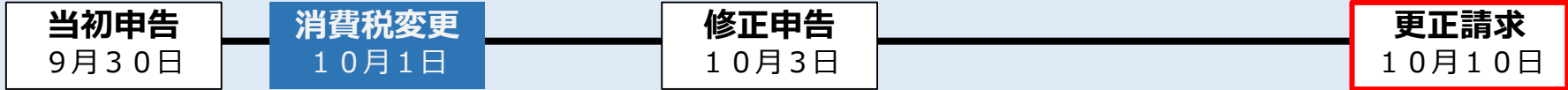


「関税等更正請求事項登録業務」（KKA）業務において、「内国消費税等種別コード」欄の先頭1桁が「F」または「A」の内国消費税等種別コードが入力され、かつ、内国消費税等種別DBに登録されている有効期限外であった場合は、業務エラーではなく、注意喚起メッセージを出力する。



修正申告後の更正請求における「申告年月日」の入力は以下のとおり。
 (上記例の場合、「2019/10/03」と入力する。)

「修正申告に係る関税等更正請求の場合は、修正申告年月日を西暦（8桁）で入力する。」
 (引用：電算関係税関業務事務処理要領/税関手続関連（共通編）共通手続/第2章 共通事項/第10節 関税等更正請求手続）

本輸入申告の当初申告日は「2019/09/30」であることから、使用する消費税に係る内国消費税等種別コードは「F2」及び「A2」となる。

仕様変更前のKKA業務では、「申告年月日」欄に入力された日付において内国消費税等種別コードが使用可能か否かのチェックをしていることから、業務エラーとなる。

仕様変更後は、エラーではなくワーニングとする変更を行うことで、**2019年9月30日以前において当初申告を行い、2019年10月1日以降において修正申告を行った場合、当該修正申告に係る更正請求を系統的に処理できる。**

運用開始日	消費税+ 地方消費税	消費税		地方消費税	
		内国消費 税等種別 コード	税率	内国消費 税等種別 コード	税率
2014年4月1日 ~2019年9月30日	8%	F 2	6.3%	A 2	消費税の 17/63 (約26.9%)
2019年10月1日~	10%	F 4	7.8%	A 4	消費税の 22/78 (約28.2%)
	8%	F 3	6.24%	A 3	消費税の 22/78 (約28.2%)